

社会福祉法人 恵和会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵和会の役員について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員は、基本的には無報酬であるが、一部役員は報酬を支払うことができる。

(報酬額)

第4条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
理事長	350万円
理事	0円
監事	0円
評議員	0円
評議員委員・解任委員	0円

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に銀行振込みとする。

- (1) 月額報酬については、毎月末とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。